

別表 1

適用条項	内 容	対象となる固定資産	固定資産の要件	減 免 合 割	摘 要
市税条例 第51条第1項 第1号	徴収の猶予、納期限の延長等によっても納税が困難であると認められる者に対する救済措置。個々の納税者の担税力に着目し、真にその能力が薄弱な者に限り減免する。	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産		全 額	生活扶助以外の扶助に係る者については、個々の実情による。
		2 生活困窮のため私的な扶助を受ける者で、第1項との均衡上特に必要と認められる者が所有する固定資産		全 額	私的な扶助とは、親族等から仕送りを受けている者で、その事実が調査等により認められ、仕送りを含めた同一世帯内の収入見込額の合計額が生活保護費支給基準額の概ね 1.2 倍以下のものをいう。
		3 1 または 2 に該当し、減免を認められた者（減免対象者）が共有となっている固定資産		減免対象者の持分の全 額	民法第 4 4 1 条ただし書きの規定に基づき、他の共有者が減免対象者の持分の減額を申し出た場合に限る。（様式 6）
第51条第1項 第2号	公益性または公共性に着目して減免するもので教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり地域住民に貢献すると認められる固定資産であって原則として有料で使用されるものを除く。	1 町会会館等	町会（函館市町会交付金交付要綱第 2 条に規定する町会）が設置する会館および所有する土地で、専ら公共的施設の用に供するもの	全 額	
		2 公衆浴場	公衆浴場の事業の用に供するもの	3 分の 2	S55.1.22 自治固第 3 号 H 2.4. 1 自治固第 21 号 H 7.4. 1 自治固第 15 号 H10.4. 1 自治固第 15 号 H12.4. 1 自治固第 24 号
		3 開放型病院等	医師または歯科医師を会員とする公益社団法人または一般社団法人が所有し経営する病院、診療所（臨床検査を、その主たる業務とするものに限る。）または臨床検査施設で、当該病院診療所または臨床検査施設が当該法人と雇用関係にない医師または歯科医師の利用のために開放され、かつ利用されるもので、医師または歯科医師を対象とする医学および医術水準の向上に関する事業または研修および再教育に関する事業ならびに公衆衛生活動に関する事業の用に供するとともに診療報酬または利用額が健康保険法に規定する額以下であるもの	全 額	S39.6.1 自治府第 54 号 S41.8.9 自治府第 90 号
		4 文化財等	① 北海道文化財保護条例または函館市文化財保護条例に基づき指定された土地および家屋とその敷地で特に必要と認められるもの ② 函館市都市景観条例	全 額	

			に基づき景観形成指定建築物等に指定された家屋で、特に必要と認められるもの ③ 地方税法第348条第2項第8号の2に規定する家屋に準ずるものとして、函館市教育委員会が指定した家屋で特に必要と認められるもの		
		5 学校等	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが知事の認可を受けて設置する専修学校または各種学校において直接教育の用に供するもの	全 額	
		6 学校等の寄宿舎	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが設置する寄宿舎で、知事の認可を受けた学校、専修学校または各種学校に付設するもの	全 額	
		7 幼稚園	地方税法の規定により非課税とされる者以外のものが設置する幼稚園において直接保育の用に供するもの	全 額	
		8 看護師養成所	保健師助産師看護師法第21条または第22条の規定に基づくもの	全 額	
		9 社会福祉法人が設置する病院等に付設する看護師寄宿舎	社会福祉法人が設置する看護師寄宿舎で第二種社会福祉事業の用に供している病院に付設するもの	全 額	
		10 児童遊園地	児童の心身の育成に寄与するために設置した児童遊園の用に供する土地で管理者により維持管理されているもの	全 額	
		11 老人福祉施設	老人の心身の健康の保持に資するため、教育講座、レクリエーションその他に参加する事業の用に供するもの	全 額	
		12 心身障害者施設	身体または精神に障害を有する者の社会復帰、自立厚生等を増進させる目的を持つ公共的施設で、直接本来の事業の用に供するもの	全 額	
		13 中小企業の育成と振興に寄与する施設	中小企業の健全な育成と振興に寄与するための公共的施設で、直接本来の事業の用に供するもの	全 額	
		14 福利厚生施設	労働者の福利厚生事業および訓練等その資質の向上を推進するための施設で、直接本来の事業の	全 額	

			用に供するもの		
		15 伝統的建造物である家屋の敷地等	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋等の敷地	2分の1	H10.4.1 自治固第14号 H12.4.1 自治固第22号
		16 福利入浴援助事業を実施している公衆浴場	市の指定を受けて福祉入浴援助事業を実施していると認められる公衆浴場の事業の用に供するもの	6分の5	H10.4.1 自治固第15号 H12.4.1 自治固第24号
		17 登録有形文化財	重要文化財以外の有形文化財のうち、文部科学大臣が登録有形文化財として登録した家屋	2分の1	H 8.8.30 自治固第40号 H12.4.1 自治固第21号
		18 土地区画整理事業の施行者が取得する保留地	土地区画整合法第104条第11項の規定により換地処分の公告のあった日の翌日に土地区画整理事業の施行者が取得する保留地	全額	
		19 特定非営利活動法人の事業の用に供する施設	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を行わないものに限る。）の直接本来の事業の用に供する施設	全額	

第51条第1項 第3号	市の全部または一部の地域にわたる天災その他の災害により、固定資産の価値が著しく減じたと認められる場合	1 市の全部または一部の地域にわたる災害により被害を受けたもの	損 害 の 程 度		減免割合	農地または宅地以外の土地は、「農地または宅地」と同じ扱いとする。
			農地または宅地	10分の8以上	全額	
				10分の6以上10分の8未満	10分の8	
				10分の4以上10分の6未満	10分の6	
				10分の2以上10分の4未満	10分の4	
			家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 額	
				主要構造部分が著しく損傷を受け、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	
屋根、内壁、外壁、建具等に損害を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6					
下壁、畳等に損害を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4					
償却資産については家屋の場合に準じて減免する。						
第51条第1項 第4号	第1号から第3号までに掲げるものに類する特別な事情があり、かつ、これらとの均衡上市長が特に減免の必要があると認めるもの					